

お知らせ

村営住宅の入居者募集

公営住宅

- ・小沢田団地
木造平屋3LDK(H12建築)1戸
(家賃1万9400円~2万8900円)
- ・沖田面団地
沖田面字長根沢346番地
木造平屋4LDK(H7建築)1戸
(家賃1万8000円~2万6800円)
- ・古川布団地
木造平屋4LDK(H6建築)2戸
(家賃1万8400円~2万7400円)
- ・水無団地
沖田面字水無31番地
木造平屋2DK(H12建築)1戸
(家賃6000円~1万2000円)
- ・沖田面団地
沖田面字長根沢345番地
木造平屋3LDK(H8建築)2戸
(家賃4万2000円)



入居資格

- ・収入基準（世帯月額所得）を満たすこと
- ・公営住宅及び単独住宅
15万8000円以下

特定公共賃貸住宅
15万8000円超
48万7000円
以下で同居親族を有すること
住宅に困窮していることが明らか
なこと

・住税等を滞納していないこと

・住税等を滞納していることが明らか
なこと

・世帯人員数、所得等に応じて決定
します。

家賃

敷金
家賃の3か月分

募集期間

2月10日(月)~20日(木)

※土日祝日除く

申込方法

入居申請書に必要事項を記入して、
必要書類を添付し提出してください。

※必要書類（入居する方全員分）

・住民票・所得証明書
・納税証明書

※応募者多数の場合は審査にて決定
します。

●問い合わせ先
建設課 建設班 ☎ (77)2224

上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設コアーティーにおいて 冬期滞在者とレンタルルーム使用者を募集します

冬期滞在者

冬場の生活にお困りの方、除雪
等の心配がある方などぜひご利用
ください。

駐車場有り、
※交流拠点施設と併設しているため、
ホーリ、会議室等利用しやすい環
境です。

レンタルルーム

1階 事務室1室(26.49m²)

木造新築、LED照明、エアコン、
IHキッチン、電気給湯、トイレ、

※交流拠点施設と併設しているため、
ホーリ、会議室等利用しやすい環
境です。

料金月額

家賃 月額 3万円／室

光熱水費

使用者負担

貸出居室
短期滞在室
1室(約32.3m²)1K



申込方法

施設使用申込書に必要
事項を記入して、必要書類を添付
し提出してください。

※法人、個人、グループでの申し込
みが可能です。使用期間はおおむ
ね年単位で使用していただきます。

事業計画書、企業については企業
概要書、定款、法人登記簿謄本、
納税証明書を提出してください。

個人、グループについては住民票
の写し、納税証明書を提出してく
ださい。

※書類による審査とプレゼンによる
選考会を実施して決定します。

●問い合わせ先

総務課 企画班 ☎ (77)2221
※内覧も可能です。希望の方はお
問い合わせください。

お知らせ

令和2年度 獲学生を募集

上小阿仁村教育委員会では、次のとおり令和2年度の奨学生を募集しています。

奨学金貸付額(月額)

高校生	2万円以内
短大及び専修学校	4万円以内
大学生	5万円以内

応募資格

- ①上小阿仁村民の子弟であること
- ②学業成績が優秀で、品行方正であること

- ③経済的理由により修学が困難であること

申込期限

令和2年3月31日(火)

申込方法

- 申請者、連帯保証人とも本人直筆による「奨学金貸与申請書」に「戸籍抄本」「住民票」「身上書」「成績証明書」「入学(合格)通知書の写し」連帯保証人の「所得証明書」をそれぞれ一通添付して教育委員会に提出してください。

詳細については、直接お問い合わせ先

●申請書の請求、提出、問い合わせ先
教育委員会総務学校班

☎(60)9000

奨学資金返還金の一部を助成します 奨学資金返還支援助成金制度

村では人材確保と定住促進を目的として、村の奨学金を返還中の方で、村に居住し就労している方に、返還する奨学資金の一部を助成します。

対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。ただし、国及び地方公共団体の正規職員を除きます。

- ①村内に住民登録をし、現に居住して就労している方
- ②返還すべき奨学金を滞りなく返還している方
- ③本人とその世帯で村税等の滞納がない方

助成率

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ①指定する国家資格取得者で、その資格に基づき就労している方 | 10 / 10 |
| ②①以外の就労している方 | 2 / 3 |
| ③高等学校で貸与を受けた方 | 10 / 10 |

申請期間

助成金申請書に「住民票」「就労証明書等」、該当する国家資格で就労している方は「資格を証明するもの」を添付してください。

令和2年3月2日～31日(火)

前年度申請実績がある方には案内を発送します。詳細については、直接お問い合わせください。

●問い合わせ先
総務課 企画班 ☎(7)2221

●申請書の請求、提出、問い合わせ先
教育委員会総務学校班 ☎(60)9000

各種証明書等の発行について

発行について

役場で発行している住民票等の証明書について、平日に電話で証明書の発行を申し込んでいただくと、土曜日・日曜日にお渡しできる場合があります。

発行できる書類は、

- ・住民票
- ・印鑑証明
- ・資産証明
- ・評価証明
- ・所得証明
- ・納税証明
- ・課税非課税証明

です。

詳しく述べては、電話でおたずねください。

これらの証明書の受け取りは、本人に限ります。受領の際に、運転免許証等の写真付の証明書により本人確認をさせていただきます。印鑑証明書の発行には、印鑑登録証のカードも必要です。

補助上限額

30万円

次に記載の書類をお持ちになり、役場総務課まで申請してください。

- ・婚姻後の戸籍謄本
- ・住民票の写し
- ・所得証明書
- ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- ・物件の売買契約書又は賃貸契約書

長下処分場のゴミ処理利用券は、予約がなくても発行できます。また、本人でなくても受け取ることができます。

●問い合わせ先
住民福祉課 ☎(7)2222

☎(7)2222

DMO便り (秋田犬ツーリズム)

昨年の11月29日から12月2日までの4日間、ベトナム社会主義共和国南部のカントー市での日本PRイベント「第五回越日経済・文化交流フェスティバル」に参加しました。

これは、総務省の事業に基づき、秋田県の経済活性化に寄与する目的で秋田ケーブルテレビが展開する事業です。秋田に関するポスターを掲示しての観光PRや、秋田犬ツーリズムの「秋田の枝豆」スナック菓子を配布し、アンケート調査も実施しました。

秋田県自体の魅力も十分ベトナムの方にも伝わり、また「秋田の枝豆」も非常に好評でした。現段階では秋田犬ツーリズムのマーケティング対象国ではないですが、経済発展著しいベトナムは若い人も多く、親日国で、日本に技能研修性などでやつてくる方も増加し、将来的には日本のあらゆる産業にとって有望な市場であると考えられます。

秋田犬ツーリズムとは…

一般社団法人秋田犬ツーリズムは、秋田県北部の大館市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村の4市町村で構成される地域連携DMOです。

2016年4月に発足し、2017年11月に観光庁から日本版DMO法人として登録されました。世界的に知名度のある「秋田犬」をフックに、温泉や食、体験などの秋田の魅力を世界に向けて積極的に発信し地域活性化を目指しています。

問い合わせ先

一般社団法人秋田犬ツーリズム

住所 大館市上代野稻荷台1番地1

ニプロハチ公ドームパークセンター内

☎ 0170(2020)3085

大館能代空港ご利用の方へ 大館能代空港 利用促進助成金事業

定期券購入費の半額を補助します！

村では、大館能代空港を利用された方に対し、助成金の支給を行っています。



対象期間

平成31年4月1日～

令和2年3月31日

対象運賃

片道運賃、往復運賃、小児運賃、
パック商品、旅割など各種割引運賃

助成金額

1席(片道)	2500円
(小児運賃適用の場合半額)	
パック商品(往復)	2500円

助成対象者

- ・上小阿仁村に住所を有する方
- ・村民税や各種料金の滞納のない方

申請方法

搭乗日から40日以内に、所定の申請書に必要事項を記載し、①搭乗券(搭乗手続きの際に発行されるレシート)②領収書(支払の金額が分かるもの)を添えて、役場総務課へ提出してください。

問い合わせ先

総務課 企画班

☎ (77)2221

補助対象者

上小阿仁村に住所のある方で、県内公共交通機関から定期券を購入している方

補助金額

定期券購入金額の2分の1の額

申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記載し、次の添付書類を添えて提出してください。
①定期券の写し(必須)
②領収書
※定期券に購入金額が記載されている場合は省略可能。

定期券の写し(必須)

定期券の購入日から有効期限満了後40日以内。

申請期限

ただし、年度末の申請については、3月末日まで。

問い合わせ先

総務課 企画班

☎ (77)2221

事前予約制

こあに号を ご利用ください

こあに号はどなたでも自由に利用できます。(県外の方も利用可能です。) 村内から八郎潟駅まで、平日のみ朝・昼・夕の3回、電話予約により運行しています。

運行時間 (役場発)

朝便	午前7時
昼便	午前11時00分
夕便	午後4時00分

利用方法

朝便の利用は前日の午後5時まで、昼又は夕便の利用は出発時間の2時間前までに電話予約してください。

料金(片道)

おとな	1000円
こども(小学生) (乳幼児は無料)	500円

申し込み先
上小阿仁村社会福祉協議会

☎ (77) 3058



事前予約制

「デマンド型乗合タクシー」 をご利用ください

上小阿仁村に来られる方、出かける方のために、デマンド型乗合タクシーのサービスを行っています。全集落の自宅前から大館能代空港、阿仁前田駅、阿仁合駅の直行便です。

利用できる方

だれでも自由にご利用できます。

運行時間

① 大館能代空港発	10時5分→10時45分着
② 上小阿仁村発	17時25分→18時5分着
おとな	15時45分→16時25分着
こども(6歳未満)	15時15分→16時55分着

利用料金(片道)

おとな	2000円
こども(6歳未満)	1000円

利用条件
利用前日の午後5時までに直接申し込んでください。
※乗車人員に制限がありますので、定員オーバーの時は利用できません。

申し込み先 (月によって異なります)

・2月

・3月

・4月

・5月

・6月

・7月

・8月

・9月

・10月

・11月

・12月

・1月

・2月

・3月

・4月

・5月

・6月

・7月

・8月

・9月

・10月

・11月

総務課 企画班

☎ (77) 2221

問い合わせ先
申し込み先
米内沢タクシーサービス
☎ 0186(72)3212

秋田内陸縦貫鉄道(秋田内陸線) を利用する場合

角館行
阿仁前田駅発
阿仁前田駅着

午前6時
午前8時24分
午前9時23分

鷹巣行

阿仁前田駅着
阿仁前田駅着
阿仁前田駅着

午後1時
午後3時
午後7時02分

冬の転倒災害多発注意報！

12月から3月は、雪や凍結による転倒災害が多発しています

・危険な場所を知り予防しよう！

駐車場から事務所・作業場の出入り口、段差、スロープまでの経路が特に危険です。

・危険を見える化しよう！

看板などで「転倒危険」などの注意喚起を行うことを見える化といいます。

詳しくは秋田労働局健康安全課(☎ 018-862-6683)又は最寄りの労働基準監督署までどうぞ。

お知らせ

ポリテクセンター秋田からのお知らせ

※毎週木曜日に施設見学会を行っています。（雇用保険受給中の方は就職活動として認められます。）

- ①・②
令和2年4月2日（木）～
令和2年9月30日（水）（6ヶ月）
- ③
令和2年4月7日（火）～
令和2年10月30日（金）（6ヶ月）
- 訓練時間 9時20分～15時40分

- 会場 ポリテクセンター秋田（潟上市）

- 募集期間 令和2年1月29日（水）～
令和2年2月26日（水）

- 受講料 無料（別途テキスト代自己負担）

- 応募資格 ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方

問い合わせ先

秋田職業能力開発センター
(ポリテクセンター秋田)

訓練科 受講者第一係
☎ 018(873)3178

問い合わせ先

住民福祉課 住民福祉班
☎ (77)2222

大館福祉環境部
☎ (52)3955

問い合わせ先

研修奨励金
月額12万円

傷害保険加入
研修生は必ず傷害保険に加入する

特別障害者手当等について


新規就農者及び既就農者が、畑作営農に必要な基礎知識や生産技術を習得し、意欲と自信をもって就農することを目的とした研修生を募集します。

令和2年3月2日（月）までに産業課へ申し込んでください。

令和2年3月2日（月）までに産業課へ申し込んでください。

研修生の対象要件

村内に住所を有する又は村に定住しようとする方で、次の要件を満たす方。

1. 農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後、就農が確実と見込まれる方

2. 申請時の年齢が50歳未満の方

選考方法

書類選考及び面接
書類選考及び面接の結果及び面接の日程は申込者に通知します。

その他

書類選考の結果及び面接の日程は申込者に通知します。

問い合わせ先

産業課 農務班 ☎ (77)2223
研修内容 野外生産試作センターの計画に沿って、実習を主体とした研修を行います。その他研修会や視察等に参加することができます。

農業後継者育成技術習得研修生募集

ものとします。保険料は研修生の負担となります。

応募手続き及び受付期間

農業後継者育成技術習得研修申請書

・農業後継者育成技術習得研修生力アップページからダウンロードする

訓練期間

①・②

令和2年4月2日（木）～
令和2年9月30日（水）（6ヶ月）

③
令和2年4月7日（火）～
令和2年10月30日（金）（6ヶ月）

訓練時間 9時20分～15時40分

会場 ポリテクセンター秋田（潟上市）

募集期間 令和2年1月29日（水）～
令和2年2月26日（水）

受講料 無料（別途テキスト代自己負担）

応募資格 ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方

問い合わせ先

上小阿仁村野外生産試作センター
研修場所

研修期間 最長 令和5年3月31日まで
3年以内

研修内容 野外生産試作センターの計画に沿って、実習を主体とした研修を行います。その他研修会や視察等に参加することができます。

研修奨励金 月額12万円

傷害保険加入
研修生は必ず傷害保険に加入する



上小阿仁村 地域おこし協力隊員募集

村では村の魅力発信と交流人口の増加を目指し、活動していただける地域おこし協力隊員を募集します。応募資格を満たしていれば村出身者のUターンでも応募可能です。

募集職種

- ①移動販売車支援
- ②山ふじ温泉管理活性化支援
- ③フルーツほおずき担い手
- ④関係人口コーディネーター
- ⑤八木沢集落活性化支援

- ・生活の拠点を3大都市圏内の都市地域若しくは一部条件不利地域又は政令指定都市から移転し、上小阿仁村に住民票を異動する方であること。（一部条件不利地域とは、東北では青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市など）
- ・心身ともに健康な状態で誠実に職務をできる方。
- ・普通自動車免許を有している方
- ・山村地域の振興に熱意を持つ20歳以上の方（令和2年4月1日現在）
- ・当支給します。

報酬 月額 18万1928円

月額報酬の他、期末手当、通勤手当を支給します。

※令和2年度より会計年度任用職員制度が始まるため、見込みとなります。

家畜を飼養されている方は 報告をお願いします

家畜伝染病予防法により、家畜の所有者は、2月1日現在の家畜の飼養衛生管理状況等について定期報告することが義務付けられています。牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏類等の家畜を飼養されている方は2月12日(水)までに提出をお願いします。様式は産業課にお問い合わせください。

問い合わせ先

北部家畜保健衛生所 防疫班

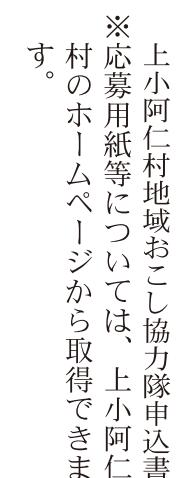
産業課	農務班	☎ (77) 2223
☎ (62) 2715		

- ①活動期間中の住居 又は村営住宅を借り上げ、村が費用を負担します。ただし、敷金、光热水費は利用者負担とします。
- ②活動用車両を貸し出します。
- ③私用で使用することもできます。
- ④健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。
- ⑤年次休暇(10日)及び夏季休暇(3日)が取得できます。

提出書類

- ※上小阿仁村地域おこし協力隊申込書
- ください。

※応募用紙等については、上小阿仁村のホームページから取得できます。



●問い合わせ先
総務課 企画班

☎ (77) 2221



事業主の皆様へ 女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境の整備に向けて

女性活躍・パワハラ防止対策等説明会を開催します!

～令和2年6月1日より順次施行～

改正女性活躍推進法等に規定された、女性活躍推進に関する取組拡大や職場のパワハラ防止対策の義務化、本年4月1日からスタートする同一労働、同一賃金への対応等について詳しくご説明いたします。

秋田労働局では県内3か所（秋田市、大館氏、横手市）で説明会を開催します。

詳細は秋田労働局のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 秋田労働局雇用環境・均等室 ☎ 018-862-6684

令和2年度 上小阿仁村会計年度任用職員の募集について

地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から現在の臨時職員の制度に代わる会計年度任用職員制度がはじまります。

村では令和2年度から会計年度任用職員として募集を行います。

募 集 職 種	別紙チラシをご覧ください。
受 験 資 格	<p>必要な資格等についての詳細は別紙チラシをご覧ください。 ◆次のいずれかに該当する方は受験できません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・本村職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
給 与 ・ 報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・各職種の給与・報酬については別紙チラシをご確認ください。 <p>※勤務成績が良好で、再度任用された場合には昇給します（上限あり）</p> <p>◇手当：期末手当、時間外手当、通勤手当が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の対象職員は、任期が6ヶ月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の職員で、支給率は6月、12月とも1.25月分です。ただし、令和2年6月分については、0.375月分となります。 ・時間外手当については正職員の例により支給されます。 ・通勤手当についても正職員の例により支給されます。（月の勤務日数に応じて減額となる場合があります）
勤 務 条 件 等	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇 ・特別休暇（有給）：忌引、結婚、夏季等 ・特別休暇（無給）：産前、産後、病気等 <p>※各休暇については、勤務日数や任用期間により変わるものがあります。</p> <p>※勤務時間、勤務場所、業務内容、任用期間等は別紙チラシをご覧ください。</p>
社会保険 等	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災、非常勤公務災害 等</p> <p>※加入基準を満たした場合に加入します。</p> <p>※フルタイム勤務の方が継続して12ヶ月を超えた場合は秋田県市町村職員共済組合へ加入となります。</p>
退 職 手 当	フルタイム勤務が継続して6ヶ月を超えた場合に支給対象となります。
任 用 期 間	<p>令和2年4月1日～令和3年3月31日</p> <p>※職種により期間が短いものがありますので、詳しくは別紙をご確認ください。</p> <p>※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合は再度任用する場合があります。</p>
試 用 期 間	1ヶ月
服 務 規 程	会計年度任用職員は、地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。）
選 考 方 法	<p>書類選考、面接試験を行います。</p> <p>面接日時については、申し込み締め切り後文書で連絡いたします。</p>

状況をお知らせします

8. 職員手当の状況

① 期末手当、勤勉手当の支給割合

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.175月分	1.325月分	2.500月分
勤勉手当	0.825月分	0.925月分	1.75月分

※職務の級などにより5%～15%の加算があります。

② 退職手当

区分	最高限度	勤続20年	勤続25年	勤続35年
自己都合退職	47.709月分	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分
勧奨・定年による退職	47.709月分	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分

※退職手当は、退職時の給与月額に退職理由・勤続年数による支給割合を乗じて算出されます。

③ 時間外勤務手当

区分	27年度	28年度	29年度	30年度
支給総額	9,637,000円	8,771,000円	12,453,000円	9,125,000円
職員1人当たり支給年額	240,925円	230,816円	234,962円	172,169円

※事業費支弁に係る職員分を除きます。

④ 扶養手当、住居手当、通勤手当

扶養手当	配偶者			6,500円
	子			10,000円
	配偶者以外 父母等			6,500円
	15歳になった日後最初の4月1日から22歳になった日後最初の3月31日までの子			5,000円加算
住居手当	借家の場合の支給限度額			27,000円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額			55,000円
	自動車等利用の場合の支給限度額			10,000円

9. 特別職の給料等の状況

区分	31年4月1日	期末手当	区分	31年4月1日	期末手当
村長	649,000円	6月期 1.5875月分 12月期 1.5875月分 計 3.175月分	議長	252,000円	6月期 1.5875月分 12月期 1.5875月分 計 3.175月分
副村長	544,000円		副議長	225,000円	
教育長	500,000円		議員	214,000円	

※給料(報酬)は月額です。

10. 職員数の状況

区分	部門	職員数		対前年度比 増減数
		30年度	31年度	
一般行政部門	議会	1人	1人	
	総務企画	23人	21人	△2人
	税務	2人	2人	
	民生	9人	9人	
	衛生	5人	6人	+1人
	農林	9人	9人	
	商工			
	土木	3人	3人	
	小計	52人	51人	△1人
特別行政	教育	3人	3人	
普通会計の計		55人	54人	△1人
公営企業等	病院	6人	6人	
	下水道	2人	2人	
	その他	3人	3人	
	小計	11人	11人	
総合計		66人	65人	△1人

※職員数は一般職に属する職員数であり、臨時職員は含みません。

11. 定員適正化計画の数値目標

- 始期 平成28年4月1日
終期 令和3年3月31日
- 数値目標 67人
進ちょく状況(各4月1日)
28年度 72人
29年度 69人(△3人)
30年度 66人(△3人)
31年度 65人(△1人)

12. 秋田県人事委員会からの公平委員会の事務委託に係る業務状況報告

平成30年度中、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てについて当村は該当ありません。